


岡山県 岡山神社 報廳

# 報廳

発行所  
岡山県神社庁  
教化委員会 広報部会  
〒703-8272 岡山市中区奥市3-22  
TEL 086-2270-2122  
FAX 086-2270-2123  
<http://www.okayama-jincho.or.jp/>

  
祝祭日には国旗  
を掲げましょう



## 八幡神社の御神輿 お船さん

岡山県の西南端、笠岡市茂平に鎮座する八幡神社の例祭は、秋とはいえまだまだ暑い十月最初の日曜日。神事後、御霊が神輿に遷されるや、担ぎ手等によって神輿は高く持ち上げられ、「テンジョーじゃ！テンジョーじゃ！」の声が町中に響き渡る。これから本殿の周りを三周し、一日かけて町内を巡行するのである。この担ぎ手等は氏子を四つの地区に分けて当番制を敷いている。四年に一度の当番にお祭り漢の血が騒ぐのである。

元々海辺の村であった茂平では、例祭に出される神輿もそれに相応しい船の形をした神輿である。現存の神輿は寛政十年（一七九八）に笠岡で丸木から造られたもので、修理を重ねながら毎年例祭に使われている。これを氏子はお船さん」と親しみを込めて呼んでいる。

神輿の巡行は、苦無と呼ばれる海へ神輿を担いで入り、海上安全と大漁祈願を行ったと伝わるが、約半世紀前の干拓事業によって海は無くなり、現在はその姿を見ることはできない。

この「お船さん」は、海が無くなった今日、在りし日の海辺の村の祭をしのばせている。

# 令和三年 定例協議員会（議事報告）

令和三年六月二十三日（水）午後一時三十分

於 岡山県神社庁講堂

## 議事

日程第一 議事録署名人名指名

日程第二 令和二年度岡山県神社庁事業報告

日程第三 議案第一号

令和三年度岡山県神社庁一般会計歳入歳出予算案

日程第四 理事補欠選挙の件

## 補足

・議案第一号は可決。庁舎外装修繕費四百四十万円は別途会計から支出する。

・新型コロナウイルス感染症の影響による収入減への対策として、負担金各支部一律一割減、さらに個別の減免として予算額百五十万円を計上し申請神社に対し被害状況に応じ負担金額を按分して減免。

・日野正彦氏が理事を退任。補欠として栗井睦夫氏が理事（財務担当）に選任。期間は前任者の残任期間。



## 令和2年度 岡山県神社庁規程表彰該当者

### 神職の部

表彰種別	支部	奉務神社	役職	氏名	支部	奉務神社	役職	氏名	支部	奉務神社	役職	氏名
二条一号	岡山	素盞鳴神社	禰宜	河田 味希	東備	水行谷神社	宮司	能勢 正彦	真庭	木山神社	宮司	鈴木 宏志
	倉敷都窪	熊野神社	宮司	大森 博文	井笠	亀山神社	禰宜	刈谷 勇人	美作	稻荷神社	宮司	栗井 洋充
	津山	高野神社	宮司	河原 仁司	吉備	百射山神社	宮司	平田 芳樹	美作	豊國神社	宮司	西山 允明
	御津	總社	権禰宜	菱川 智	新見	獅子山八幡宮	宮司	難波 宗隆				

### 責任役員・総代の部

表彰種別	支部	奉務神社	役職	氏名	支部	奉務神社	役職	氏名	支部	奉務神社	役職	氏名
二条二号	岡山	岡山縣護國神社	総代	前田 弘	東備	天津神社	責任役員	吉田 孝	川上	八幡神社	責任役員	赤木 幹雄
	岡山	深田神社	責任役員	大松 佳也	久米	大富八幡宮	総代	小山 親司	川上	八幡神社	責任役員	加藤 和宏
	倉敷都窪	福田神社	責任役員	西 祐太	久米	幸地山神社	責任役員	土師 貞光	川上	磐戸山神社	責任役員	小林 正明
	倉敷都窪	天満神社	責任役員	佐々木 猛	久米	鹿忍神社	責任役員	浅野 一磨	新見	天津神社	責任役員	小川 保夫
	津山	高野神社	総代	池本 秀昭	久米	木鍋八幡宮	責任役員	井上 輝彦	真庭	落合町護国神社	責任役員	妹尾三佐夫
	津山	香々美北神社	責任役員	谷村 健夫	久米	総社八幡宮	責任役員	西崎 昌和	真庭	美甘神社	責任役員	植田 均
	津山	加茂神社	総代	角田 博	久米	北居都神社	総代	重成 厚	真庭	見明戸八幡神社	責任役員	伊井 邦雄
	津山	加茂神社	総代	藤長 俊己	井笠	若宮八幡神社	責任役員	川上 等	真庭	八幡神社	責任役員	松尾 美彦
	児島	新庄八幡宮	責任役員	近藤 勲	井笠	甲山八幡神社	責任役員	大山 文男	真庭	八幡神社	総代	大佛 友一
	児島	鴻八幡宮	総代	片沼 靖一	井笠	崇道神社	責任役員	片山 義博	美作	廣戸神社	総代	竹内 治雄
	玉島浅口	八幡神社	責任役員	原田 健明	井笠	山神社	責任役員	大山 芳孝	美作	日吉神社	総代	東 和彦
	玉島浅口	大川神社	責任役員	石部美恵子	吉備	嚴島神社	総代	加藤 信二	美作	山口神社	責任役員	佐藤 弘喜
	玉島浅口	大川神社	総代	田中 清三	吉備	日羽八幡神社	責任役員	藤岡 道夫	美作	田殿神社	責任役員	小谷 節夫
	玉島浅口	八幡神社	責任役員	伊澤 誼	吉備	阿宗神社	責任役員	中瀬 昌己	美作	八坂神社	総代	安東 敏彦
	玉島浅口	八幡神社	総代	虫明 健一	吉備	總社	責任役員	野口 了	久米	志呂神社	責任役員	光延 知幸
	御津	日吉神社	責任役員	丹原 樹郎	高梁	川合神社	責任役員	小川 克典	久米	志呂神社	総代	安田 明正
	東備	八幡宮	責任役員	梶田 忠資	高梁	吉川八幡宮	責任役員	辻田 明				
	東備	天津神社	総代	三村 隆司	川上	森神社	責任役員	山根 匡信				

二条三号	津山	中山神社		中山神社で臨時神職報告会	美作	春日神社		美作市春日町臨時神職報告会				
三条	児島	鴻八幡宮	責任役員	河合 達朗	玉島浅口	大川神社	責任役員	大野 常美	川上	長御前神社	責任役員	横部 秀明



令和3年度 岡山県神社庁

一般会計歳入歳出予算書

(令和3年7月1日~令和4年6月30日)

歳入総額 134,347,618円

歳出総額 134,347,618円

歳入の部

(単位:円)

Table with 4 columns: 科目, 予算額, 前年度予算額, 増減(△). Rows include I 神饌及幣帛料, II 財産収入, III 負担金, IV 交付金, V 寄付金, VI 諸収入, VII 繰入金, and summary rows for current and previous periods.

歳出の部

(単位:円)

Table with 4 columns: 科目, 予算額, 前年度予算額, 増減(△). Rows include I 幣帛料, II 神事費, III 事務局費, IV 渉外費, V 神宮神徳宣揚費交付金, VI 大麻頒布事業関係費, VII 予備費, and summary rows for current and previous periods.

Table with 4 columns: 科目, 予算額, 前年度予算額, 増減(△). Rows include IV 指導奨励費, V 各種積立金, VI 神社関係者大会費, VII 負担金, VIII 渉外費, IX 神宮神徳宣揚費交付金, X 大麻頒布事業関係費, XI 予備費, and summary rows for current and previous periods.

\*款内流用を認める

\*増減(△)は、予算額が前年度予算に比して減額である場合△で表示する。

# コロナ禍に於いても反響を得た頒布推進事業

教化委員会 神宮奉賛部会 西井義和

令和二年度の神宮大麻頒布状況は、図1の通りとなった。減体要因は、神宮大麻の初穂料の改定と新型コロナウイルス感染症によるものが大きいと思われる。

新型コロナウイルス感染症の影響により参拝者減少の中に於いて、各神職・総代の努力により大麻頒布数の減少は最大限抑えられたと思う。特に御津支部と吉備支部に於いて増体になったことは努力の賜物だと感謝の念が絶えない。

令和二年度の事業活動は、①タウンメールによる神宮大麻頒布の推進を、天津神社（宮司 日幡行雄 備前市伊部鎮座）で行い、前年対比一〇〇体の増体となった。詳しいことは日幡宮司より寄稿をいただいているので一読願いたい。②神宮大麻支部担当者との推進会議を初めて行った。支部間での温度差が感じられ、今後支部一体となった推進を図っていただきたい。③QRコード入りポスターによる「神棚贈呈」は、コロナ禍の逆風の中でありながら神棚配布数が五百近くあった事は我々神宮奉賛部会としても驚きを隠せないものがある。

この事は我々が思っている以上に世間一般で神社や神宮に関心がある事と考えて良いで

あろう。神棚配布に合わせアンケートを行った結果、今後の教化活動の参考になる事が何か見えてきた。（図2参照）

申込者の九割近くが南部であり引越しや新築等の生活環境を一新された方や借家の方が多く、年齢層が三十代から五十代が八割以上といった結果であった。

その中に自身の居住地域の氏神様がわからないといった声が多数あった事から神宮及び氏神様の認知を促すことが挙げられる。

この事によりインターネットやSNSでの情報収集が主流の昨今ではネット上での情報提供の充実が必要となってくる。

北部に於いては過疎高齢化による減少が主な原因となっており、いかに現状を維持できるかが問題となってくる。

そしてアンケートに見られる我々神職が当たり前前と考えている事が当たり前ではないという世間一般の認識のずれをなくしていく事が今後の発展に繋がっていくのではないだろうか。

令和三年度も神宮大麻を取巻く環境は厳しい状況が予想される中、神職一人一人が神宮大麻の意義を考えていただき、増体に向けて神職・総代が一丸となって推進をお願いしたい。

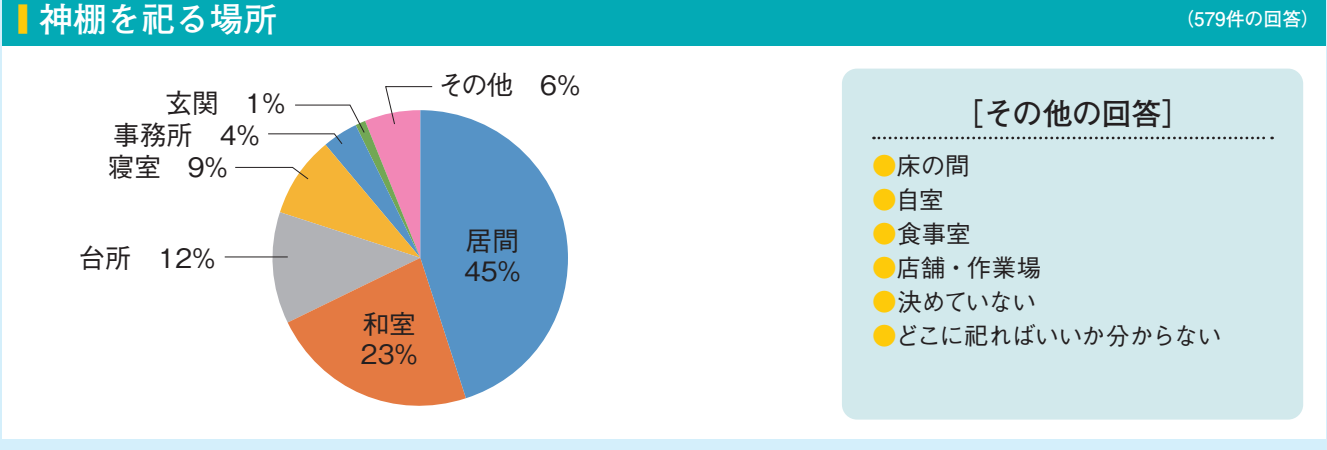
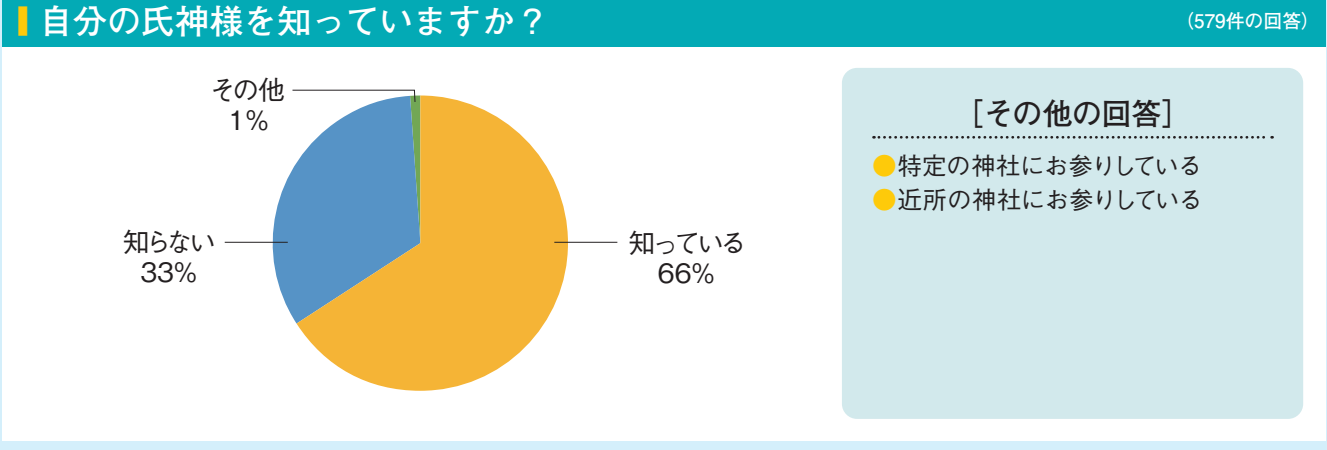
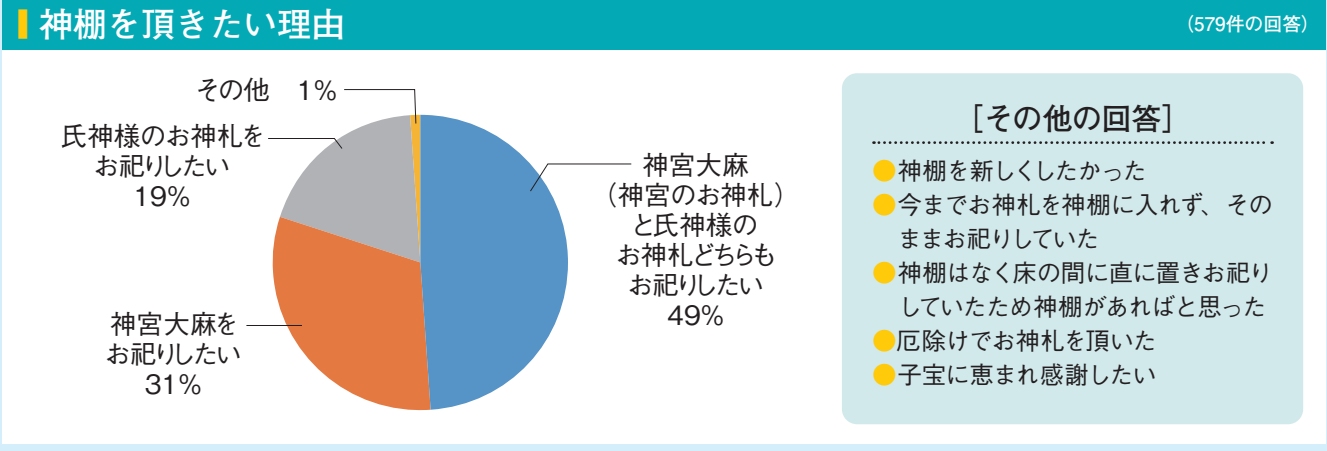
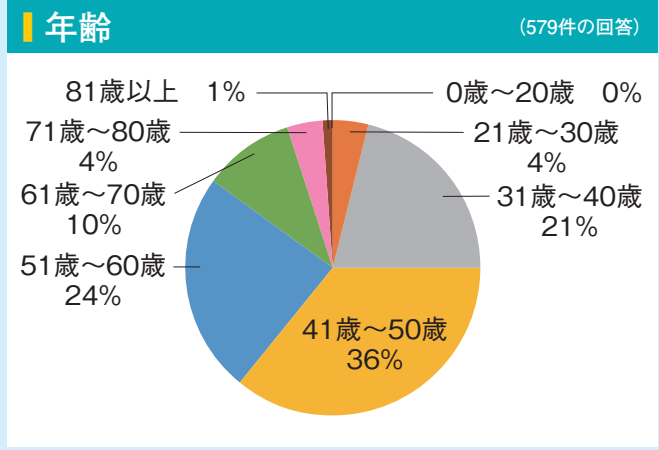
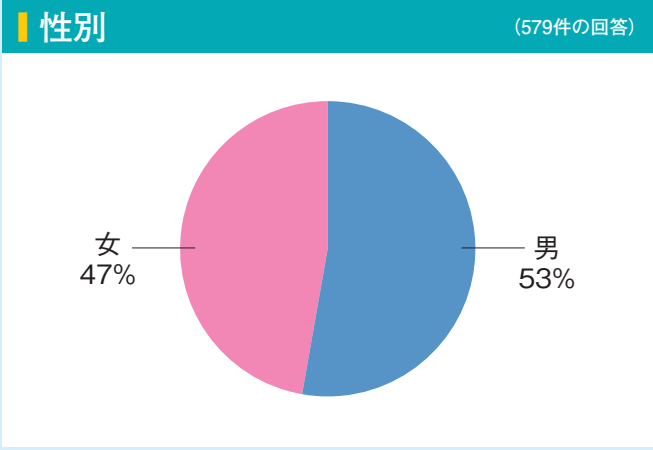
### 図1 令和2年度 神宮大麻頒布支部別一覧

支部名	令和元年度			令和2年度頒布数							判定数				
	頒布数	判定数	申込数	大麻	中大麻	大大麻	頒布数	前年比	頒布率	申込数	前年度申込比	判定頒布数	前年比	頒布率	判定比率
01 岡山支部	8,729	8,878	9,300	7,290	180	67	7,537	▲1,192	20.00%	9,300	0	7,694	▲1,184	20.42%	1.021倍
02 倉敷都窪支部	13,036	13,433	13,440	11,928	542	107	12,577	▲459	55.11%	13,440	0	12,955	▲478	56.77%	1.030倍
03 津山支部	8,931	9,151	9,370	8,474	232	97	8,803	▲128	43.47%	9,370	0	9,016	▲135	44.52%	1.024倍
04 児島支部	16,689	16,985	16,707	15,080	380	78	15,538	▲1,151	51.60%	15,638	▲1,069	15,806	▲1,179	52.49%	1.017倍
05 玉島浅口支部	14,973	15,342	15,700	14,298	425	155	14,878	▲95	77.66%	15,700	0	15,246	▲96	79.58%	1.025倍
06 御津支部	6,408	6,993	6,439	5,770	703	237	6,710	302	88.37%	6,807	368	7,299	306	96.12%	1.088倍
07 東備支部	7,869	7,898	8,650	7,627	36	10	7,673	▲196	40.45%	8,650	0	7,701	▲197	40.59%	1.004倍
08 邑久上道西大寺支部	6,417	6,771	7,140	5,691	505	82	6,278	▲139	56.59%	6,740	▲400	6,613	▲158	59.61%	1.053倍
09 井笠支部	15,365	16,270	16,520	13,534	955	392	14,881	▲484	59.44%	16,100	▲420	15,751	▲519	62.91%	1.058倍
10 吉備支部	10,114	10,345	10,500	9,800	329	63	10,192	78	67.21%	10,210	▲290	10,420	75	68.71%	1.022倍
11 高梁支部	7,401	7,616	7,475	6,846	295	61	7,202	▲199	92.39%	7,365	▲110	7,411	▲205	95.07%	1.029倍
12 川上支部	2,745	2,941	2,761	2,196	232	56	2,484	▲261	91.32%	2,518	▲243	2,656	▲285	97.65%	1.069倍
13 新見支部	6,812	7,827	6,877	4,500	1,630	203	6,333	▲479	81.03%	6,333	▲544	7,351	▲476	94.05%	1.161倍
14 真庭支部	7,884	8,058	8,260	7,505	135	103	7,743	▲141	76.04%	8,360	100	7,914	▲145	77.71%	1.022倍
15 美作支部	8,000	8,405	8,200	7,157	508	151	7,816	▲184	70.88%	7,980	▲220	8,221	▲184	74.55%	1.052倍
16 英北支部	1,535	1,606	1,836	1,386	105	15	1,506	▲29	83.53%	1,836	0	1,574	▲33	87.27%	1.045倍
17 久米支部	6,332	6,776	6,693	5,537	670	106	6,313	▲19	83.63%	6,396	▲297	6,754	▲22	89.47%	1.070倍
合計	149,240	155,289	155,868	134,619	7,862	1,983	144,464	▲4,776	56.26%	152,743	▲3,125	150,378	▲4,911	58.56%	1.041倍

※判定数 大麻頒布数を1倍、中大麻頒布数を1.5倍、大大麻頒布数を2倍とした数



### 図2 神棚贈呈アンケート結果



# タウンメールによる 神宮大麻頒布推進

天津神社 宮司 日幡 行雄



神宮奉賛部会から、タウンメールを使って神宮大麻頒布推進を行って欲しいと依頼がありました。ちょうど令和

二年度から神宮大麻の初穂料改定の時期でもあり、増体するのは難しいであろうとの思いはあったので、増体はできなくても、どのようにして前年の体数を保つことができるか?と立案した結果、神宮奉賛部会のタウンメール事業の力を借りて実施してみることにいたしました。

備前市の伊部は天津神社・浦伊部は八幡宮・久々井は八幡宮の三社が伊部小学校の学区に含まれるので、この三地区にタウンメールを配布していただくことにしました。

神宮奉賛部会から膨大な大麻啓発資料を頂き、神棚も一〇〇宇受け取りました。

上記三社の内、天津神社では、新嘗祭斎行時に神宮大麻初穂料改定に関する相談を責任役員に行い、神宮大麻・

神社大麻を合わせて一五〇〇円で頒布することを承認していただきました。

天津神社の氏子区域は、団地部を除き年末に各町内の氏子総代の方々により、神宮大麻・神社大麻・人形ひとがたを持って、各戸を巡り頒布活動を以前から行っておりましたが、今回も同様に行いました。

久々井地内は神社総代の代表にお神札等を持参し、例年通り頒布していただきました。同時にタウンメールの配布により神棚を受け取りの際に『お神札は有りますか?』と声掛けを行った結果「息子の処に神棚が無いので祀りたいのだが」との話が多く聞かれた結果、増体に繋がったようです。

また、他地区の兼務社にも新嘗祭の時に予備のタウンメールを配布し、それぞれの神社においても新たに数十体の増体ができ今後に繋がりました。

今回三〇〇枚のタウンメールを準備していただいた結果、神宮大麻は前

年対比一〇〇体の増体となり、天津神社の大麻も増頒布に繋がりました。

余談ですが、天津神社の由緒に天正年間伊部の地に疫病が大流行し、時の村名主の夢枕に「天津神社を浦伊部から現在の地に遷座すれば疫病は収まる」との神託により遷座し疫病は収まりました。

この史実により今回の新型コロナウイルス感染症に關して祈年祭斎行時に終息祈願祭を行い、このお神札を伊部小学区内の全戸(地区の総代さんがいる地区)に疫病鎮静の祈願をしたお神札として『切札』を配りました(無料)。

常日頃神社として、氏子の皆さんへの思いをもつて接し、氏子の方々にご協力やご支援をいただいております。

今回のタウンメール事業に關しては感謝いたしております。

しかし、「初めて神宮大麻を受ける方へ」との書き込みに躊躇されて、遠慮された方もかなりの数おられたのも事実です。また、「我が家はお神札を神社から頂いているから遠慮します」との声も聞こえてきました。

以上、タウンメール事業に關しての報告といたします。ありがとうございます。

**第59回 岡山県神社関係者大会**

日時 令和三年四月二十一日(水)  
午後一時三十分から

会場 岡山国際ホテル 瑞光の間

参加 百三十一名(新型コロナウイルス感染症対策の為、規模を縮小し各支部八名のみの参加案内)

内 被表彰者 二十六名  
(二十八名中)

初任用神職 七名  
講演講師 一名

第一部 講演会

わたしたちの皇室

「天皇」という奇跡をもつ日本

亀山神社 宮司 潮 清史 先生

第二部 式典

開式の辞  
神宮遥拝  
国歌斉唱  
敬神生活の綱領唱和  
神社庁長式辞  
神社総代会長挨拶





昨年は中止となった為、二年ぶりの開催となる。さらに開催時期に県内の新型コロナウイルス感染状況が悪化した為、急遽県外からの来賓の参加をご遠慮いただいた。

功労者表彰式  
来賓祝辞  
来賓紹介・祝電披露  
被表彰者謝辞  
初任用神職辞令交付式  
聖寿万歳三唱  
国旗儀礼

第一部は元宮内庁掌典職の潮清史氏による講演会。皇室について「私たちの日常に大きく関わっていること」「世界から見ても奇跡と称される皇統」「天陛下下の国事行為・象徴としての行為・その他の行為」等、私たち国民が皇

室をいただいている日本の有り難さを知っておくべき旨を講じられた。第二部式典は、功労者の表彰、一昨年から初任用神職への辞令交付式が行われた。

## 岡山市内の中学校で

# 神道教化「雅楽鑑賞会」を開催

教化委員会 事業部会 部長 根石俊明



教化委員会「事業部会」では、左記の中学校に於いて「雅楽鑑賞会」を開催いたしました。

尚、本年度は折からの「新型コロナウイルス感染症」が広がる中、岡山市内の小学校では楽器演奏など感染対策が難しい状況から開催が見送られておりましたが、急遽、雅楽部員の紹介で開催させていただくこととなりました。

令和三年

○三月十六日（火）

「岡山理科大学附属中学校」

岡山市北区理大町

【対象】 中学一年生 五十八名

【開催時間】 十時五十分～十二時三十分

【概要】

本事業は、本来政令指定都市である「岡山市」の公立小学校・中学校を対象としています。祭祀委員会「雅楽部会」と共に「平調 越殿楽」を始めとする雅楽の各種演奏・楽器紹介・演奏体験などを行っています。

今回も、「越殿楽」が、「今様」（※春のやよい・黒田節など「越殿楽」のメロディーに歌詞をつけたもの）として教科書に掲載されていることを踏まえ、「春のやよい」を雅楽の演奏と雅楽の「越殿楽」との聞き比べを行い、

他数曲を演奏。また、当初から行っている楽器を手にしての「演奏体験」については、会場がホールであったことや、感染対策の観点から見送られ、その代わりに各楽器の演奏者が自己紹介と楽器の説明を行い、会場の生徒たちの質問に答える時間を設けました。小学生と違い、楽器の値段や構造に興味が見られ、想像以上の値段がすることに驚きの声が上がっていました。

平成二十六年から行われております「雅楽鑑賞会」も早八年度を迎え、岡山市の教育委員会とも良好な関係が築けており、当初の目的が達成された思いでございます。今後は、この信頼関係を維持しつつ、市・県とも繋がりを深め、我々神社界が「日本の伝統文化」を率先して発信し、広く一般の方々に向けて神道教化事業を展開することを期するものです。

また、この度の事業は「他の委員会・部会との垣根を越えて行う事業」であります。太田教化委員長、戸部祭祀委員長始め、雅楽部会の皆様方のご理解・ご協力に深く感謝いたしますと共に、縦割りでは無く、横の繋がりを生かしながら、皆で協力し知恵を出し合っており、より良い事業が展開されることも、合わせて願うところであります。



令和三年三月十五日（月）  
講師：歴史学者・蒜山郷土博物館長  
前原茂雄 先生

神社庁研修会報告

# 神職教養研修会

「神仏と人・自然が交わる里」式内社が八社集まる村」



吉備津神社 榎宜 上 西 謙 介

令和三年三月十五日、岡山県神社庁において開催された教養研修会に参加した。

新型コロナウイルス感染症は収まる様子を見せない中、気が付けば一年もの間、研修会を開催できなかつたという。

この度の研修会では、会場に三十五名、Zoomを使用したのリモートでの参加が三名の合計三十八名にも及ぶ参加人数からも研修会に期待する気持ちの大きさを改めて実感することとなった。しかし、参加人数の多さというのは「久々だったから」というだけではなく講演の魅力にもあるように思う。

「神仏と人・自然が交わる里」式内社が八社集まる村」という題を拝見して是非とも受けたいとすぐに思った。題目を読んだだけで視界は一気に原風景に近い、山と田、川に囲まれたムラに飛ぶような心持ちになった。

受講し圧倒されたのは、配布資料の多さである。講演は三講で構成されていたが、資料はA4サイズのもので一講では四枚、二講では六枚、三講では五枚にも及び、更には、ご社殿の絵図が二枚、地図が三枚、真庭市等地元で作成したパンフレット(A3二つ折り)が一枚あり、それぞれがとも丁寧に作られている。これは、この真庭市社地区に行つたことがない人でもイメージしやすいものと感じた。

本講演のテーマは真庭市「社」というひとつの「大字」に式内社が八社もご鎮座という特殊性、講師の言葉を借りれば「異様な」地区である。というのも、美作国の式内社十一社の内の八社がこの小さな村に集まっているのである。式内社が変わつた自然地形にあることが多いと説く。例えば、美作の式内社を例に挙げると中山神社は大きな岩場、高野神社は傍に深い川の淵があり、天石門別神社は滝がある。ある種、通常とは違う場所、つまり霊的性質を感じるということ。多くの人々、それは村人だけが感じるのではなくもつと多くの人々がそのような共通の認識を持つことが重要であった。社地区は山あいであるが、古代において都に通じる往来の拠点であつたという。

この八社の中には元の場所から遷された神社もあるようである。しかし、集落から離れ、田んぼと山しかない場所、祭典をするには不便な場所に今なお遷されることなく鎮座するお社もある。なぜそこにあるのか。それは、この場所ですべてはならないからである。そこに古代の人々の神への信仰の在り方がある、と。それこそ当然といえば当然であるが、ヒトの都合によりカミを遷す、ということは往々にしてあることであり、改めて考えさせられるものであつた。

さて、一講「古代・中世の式内社と仁和寺」、二講「室町・戦国期の神社祭礼と地域社会」を通じて歴史的な流れや信仰を丁寧説明されて、その地区の信仰の在り方がとても古いものが残つており貴重であると指摘する。それは、一言で言つてしまえば「神仏習合」の色彩が色濃く残つている、となるが、江戸時代以前、古代や中世の祀り方、それは仏教と神道の信仰の在り方の違いを表す。自然と共にあるのが神道であり、その場所こそが霊場である。それに対して、仏教では、例えば、仁和寺の庇護を受け宗教的経済的支配を受けるとなると、仁和寺から仏像の写しを運び、人々が暮らす家並みより



も高い丘の上に大きな御堂を建て寺院を建築し、圧倒的な存在感を以てありがたさの演出をし、目に見える方法で信仰的支配をする。

しかし、そこには、それ以前からの神への信仰があるので習合し、神輿が集まる神集場と仁和寺による大御堂を並べて建てるという、古代からの神と平安以降の仏が相まみえる場所となっているのである。

二講までに古代以来の神仏と人・自然の関係が深まっていることを確認し、三講「地域の人々は活かす神々の世界」では、その貴重な信仰と古文書、古建築等が残るこの地区をどのように守り、未来に継承・発展させていくのか、という切実なテーマにも切り込んでいく。

現代に残る伝統行事、地名、中世石造物という財産があるが、それは神社があれば多少は残っているところもあるだろう。しかし、重要なのはそれを守るということである。古文書も管理しなければ虫に喰われ、湿気により腐ってしまう。守るために研究者の協力を得て、調査、報告書作成、歴史講演会をし、成果発表など具体的な活動を通じて行政の協力を得ていく。その成果として行政によるパンフレットも

作成された。また、過疎地域では難しい神輿や祭りの維持もボランティアの受け入れをし、大学生による神輿の担ぎ手を募集、地域外からの百万遍数珠回し参加受け入れ、SNSでの情報発信、QRコード活用など、地域の人々が努力することによって行政も応援してくれるなど成功のモデルケースの一つと言えるのではないだろうか。

地域それぞれに魅力がある。自らの歴史遺産を「知る・学ぶ・活かす」ことを個人・団体ではなく地域全体の課題として捉える。かけがえのない地域の個性を見出し魅力化する必要性、それこそが大切なことであると教わった。

同時に、先生はパンフレットにも使われる「式内八社」という言葉には警鐘を鳴らす。「式内八社」という分かり

やすく盛り上げやすい言葉を安易に使いがちであるが、歴史的には存在せず、それは造語であり文献では「大庭郡八

座」とか「布施八社」と表現されていると指摘する。つまり地名を大切に、八座の神とそれらに附属する土地を一体として捉える考え方こそ大切になければならない。

これは自分たちに置き換えてみても思い当たることがたくさんあるのではないだろうか。分かりやすさや現代人に受け入れられ易さを意識し過ぎる余り根柢の無いことを自ら示して周囲を惑わし、それが拡がってしまうことにより取り返しのつかない、自身の価値を否定してしまうことに陥る危険があると改めて痛感した。

正しい歴史に学び地域の人々が自らの地域に誇りを持つことが大事なのはなからうか。

神社は、連綿と日本の歴史が続く場であり、神職は、それを正しく後世へ継承しなければならぬ。その重責を感じざるを得なかった。しかし、我々が抱えている諸問題に対する大きなヒントをいただき大変ありがたい講演であった。

最後に、時世厳しい中、お越しくださった前原先生と爽りある研修会開催のため安全対策を講じて尽力くださった関係者皆様に謝意を表します。



特集

神社合併は必要か

教化委員会 広報部会 部長 青江 宏之

不活動神社の存在

岡山県内の神社には、明治末期から大正初期に推進された小規模神社や小祠を統廃合する神社合併政策を施行しなかつた神社や、昭和二十六年に宗教法人法が制定され旧法人から新法人へと切り替え手続きが行われた際に、小さな祠までも登記された神社が幾つかある。そういった小規模の神社は、社会環境の変化、高齢化、過疎化による氏子離散が大きな要因となって、既に維持管理が困難になっている神社も少なくない。このまま放置すると近い将来不活動神社となってしまう。

不活動神社とは、氏子崇敬者がいなくなり祭祀も行われない等放置状態ではあるが法人登記簿上では存在していることである。

そうなってしまうと現在の法律では

手の施しようがない。それだけでなく、神社の存在意義は失われ、祭祀の厳修や神社の維持管理もできなくなる。神職として、これ程辛く悲しいことはない。

高齢化や過疎化による氏子離散は如何ともし難いが、不活動神社になる前に、我々神職が、打てる対策を講じなくてはならない。

最善の対策とは何か

そこで、考えられる有効な対策として神社の「合併」がある。その神社合併にも二種類あり、「吸収合併」と「設立合併(新設合併・対等合併)」がある。「吸収合併」は一神社が一社以上の神社を吸収して存続することで、吸収される神社は解散となるが、清算(財産整理)の問題はなく、手続きは主に合

併申請、規則変更、財産目録作成等となる。しかし、「設立合併」は、旧来の神社を全て解散する点は「吸収合併」と変わりないが、新たに神社を設立するという点で手続きは煩雑になる。また、神社がそれぞれ対等の立場を維持し設立するには様々な調整が必要となり宮司の手腕も問われるところである。

ちなみに、「解散」という選択肢もあるが、御神体の取扱いや、清算を必要とするため煩雑な手続きと費用を要することになる。とはいうものの、神社本庁は余程特殊な場合でもない限り承認は認められないであろう。実際に神社本庁は、御神体の取扱いや、手続きの問題も含め、不活動神社対策として「吸収合併」を推奨している。

神社合併の実例

近年、岡山県内に於いて合併を行った神社を調査すると、合併理由は、概ね氏子離散に起因している。また、合併の形態は全て吸収合併であった。やはり、維持管理が困難になった神社には、吸収合併が有効であると判断され

ているようである。

次に、実際に吸収合併を行った神社の実例を三件紹介する。

《その一》

氏子数は減少の一途をたどり残り僅かとなった山中の神社は、数年前から祭祀が休止している。また、社殿の老朽化により倒壊の可能性があつたため、本殿のみ改築して残りは全て解体した。現状のままだと不活動神社になることが予測され、宮司から氏子へ合併することを奨めた。宮司が同じ受け入れ先の神社は、完全な二重氏子ではなかつたが、歴史的背景から受け入れを承諾した。この先、氏子数は増える見込みはないと思うが、この状態を維持していく予定である。

《その二》

倒壊の可能性がある山頂の神社は、高齢化と立地条件が障害となり修理を断念した。二重氏子の関係から麓にある神社への吸収合併となった。本殿への合祀だと神社が消滅してしまうことから、境内神社を創立することになった。

やはり氏子には神社名や、神社そのものが消滅してしまうことに抵抗があつた。たとえ合祀しても何とか神社の存在を残したいという気持ちが強く



境内神社の創立に至った。祭祀も今まで通り存続することを決めた。

《その三》

小規模兼務神社が三十数社あることから、毎年の県や神社庁への報告の煩雑さが理由である。本務神社に重複氏子である兼務神社二社を吸収合併した。宮司、責任役員が全て同じで氏子からも異議はなく円滑に進んだ。社殿も祭祀も存続し従来通りである。

今回の合併理由は違ったが、特に県北では氏子減少が著しく、年二回(夏、秋)行っていた祭祀も秋祭り一回にならないかと相談を受ける。また、神輿の担ぎ手もいなくなり、ここ何年か神幸祭もできていない状況は深刻である。今後十社以上の合併を考えている。以上のことからも理解できるが、吸収合併にも二種類あり、「法人格合併」と「移転合併(完全合併)」がある。

《その一》と《その三》は、法人格合併である。吸収された神社の施設や祭祀は従来通りとなる。飛び地に在る境内神社として存続していることである。

また、《その二》は、移転合併(完全合併)である。吸収された神社の御祭神は、本殿か境内神社、または実例《その二》のように境内に神社を創立

して移転合併したということである。

◇存在する大きな障害◇

ここまで神社合併について述べてきたが、言うまでもなく、まずは神社が存続できる方法を模索しなくてはならない。しかし、どうしても存続の見込みがないのなら「合併」を考えるべきである。その時、宮司や責任役員が同じなら話は早いかもしれない。ところが、宮司が同じ神社同士でも責任役員が合併を受け入れてくれるとは限らない。歴史的な因縁により受け入れを拒否する場合や、人間関係で拒否をされる場合もある。実際に合併を検討して直面する課題には思いも寄らないことが出てくる。そうなれば合併手続きに入る前に相当の時間が必要になることも覚悟しておいた方がよい。

また、もう一つ重要なことは、責任役員(氏子)が存在(在住、存命)している間に神社合併を行わなくてはならない。と、いうことである。若しかならなく、このことが一番重要かもしれない。書類上責任役員が一人でも欠けてしまうと合併は不可能になるからで

ある。氏子減少によって不活動神社になる可能性があるのなら、早い段階から宮司が氏子に説明をして方針を決めておかななくてはならない。なかなか話じづらいことではあるが、氏子と共に神社を違う形で守らなくてはならない。不活動神社の最後の宮司として名を刻むことは避けたい。

◇神社合併に向けて◇

最後に、「吸収合併」について、手続きの流れを簡単に説明すると、役員会で合併の議決後、神社本庁統理の承認、公告の期間を経て、契約を結び、岡山県知事(岡山県総務学事課)の認証後、岡山地方方法務局で合併の登記をして終了となる。

個々の事情により若干の差異もあるが、役員会の議決後から法務局で登記を完了するまで全ての所要時間は凡そ一年を要す。その間、神社庁は丁寧な手続きの指導支援を行ってくれる。手続きに若干の煩雑さがあるのは仕方ないが、それよりも氏子全員の理解を得ることが何より一番重要であり、最も丁寧に行わなくてはならないところで

ある。氏子の心情で合併の選択肢は大きく左右する。合併しても後になって元に戻すなど問題が起こってはならない。慎重な検討と配慮が必要で、間違っても強引に進めてはならない。氏子と丁寧話し合いをして合併を進めなくてはならないことを肝に銘じておかななくてはならない。

参考文献

『改定 不活動神社対策と合併の手引』

※神社庁ホームページの神社関係者ページ規定・様式ダウンロード中  
三三番「神社合併」の中に記載





此の神社は、岡山市北区西花尻にあり国家の為に殉じた御霊を祀っている。

大東亜戦争終戦により公祭慰霊の不可を憂い、吉備町関係（現岡山市北区庭瀬、平野、延友、西花尻、東花尻、川入、大内田、撫川、中撫川、納所）の国家公共の為に殉じて殉じた二百九十七柱の御霊を慰めんと、川入の八幡神社境内に「祖霊社」を昭和二十一年に設立して慰霊の礼典を奉仕していた。

これを吉備護国神社と改称し



太平洋戦争終戦50年を記念して建立

地区の方々の真心のこもった哀悼の献花がなされ、そのご冥福を祈り追悼の誠を捧げた。

平成八年三月には、橋本龍太郎総理大臣の題字による「吉備地区戦没者追悼記念碑」が建立され記念行事が催行された。

その後も、数年毎に慰霊祭が行われていたが、ある年の手違いにより慰霊祭が行えず、それ以降現在まで滞っている。

遺族会は、吉備護国神社が独立をしたときには、氏子数が二百六十世帯と吉備町史には記載があるが、現在は約



雑木等を伐採した法面

特集

地域の護国神社・祖霊社を護る

吉備護国神社 宮司 田井 一郎

国の精神を伝え功績を永く顕彰せんとするものとして、昭和四十六年四月二十九日に独立をした。そして、数年ごとに慰霊祭が行われていた。

平成七年八月十九日には終戦五十年を記念しての「吉備地区戦没者追悼式」が此の地で行われ、ご遺族をはじめ、





日清・日露・支那事変の吉備地区の戦没者を記る  
吉備小学校（耐震補強工事のため）から移設された

三分の一の遺族で運営をされている。近年祭典は、行うことができているが、季節毎に行われる神社の清掃は続けられている。神社まわりの法面の雑木等伐採が滞っていたが、昨年末から少しずつ伐採を行い、大きくならないうちに芽を摘むよう気を配っている。

現在遺族会は高齢になり、後継者・役員交代・祭典の執行等解決する事項は多々ある。遺族会の方々と話す場を設けて吉備護国神社存続の取り組みをしていきたい。

## 小林やすひこの 神社法律相談

近年、県内神社も法律上のトラブルに巻き込まれ、弁護士に相談するケースが出てきていることから、小林裕彦弁護士に岡山県神社庁の顧問弁護士をお願いしています。

今回は小林弁護士に土地の看板の効力について説明していただきます。



岡山県神社庁 顧問  
小林 裕彦

小林裕彦法律事務所

岡山市北区弓之町2番15号 弓之町シティセンタービル6階  
TEL.086-225-0091 FAX.086-225-0092

### 土地の看板の効力

#### 「看板があれば安心？」

（相談）

当社の土地に、無断駐車の場合には一日当たり金五万円とする旨や土地内で発生した損害については一切責任を負わない旨を記載した看板を設置しようと思いますが、このような看板の効力はどのようなものでしょうか。

（回答）

一、看板に記載すれば記載した金額を当然に請求できる？

他人が所有する土地に無断で駐車し

た場合、無断駐車をした方は、土地の所有者の所有権を侵害していることとなります。そのため、土地の所有者は、無断駐車を行った方に対して、不法行為に基づく損害賠償請求（民法第七〇九条）をすることが考えられます。もっとも、損害額がどの程度になるかについては、無断駐車を行った時間、近隣の駐車場における駐車料金等の事情を考慮して客観的に判断されることとなりますので、看板に記載した金額が当然に損害額になるわけではありません。

また、看板に無断駐車の場合には一日当たり金五万円という旨の記載をしていたとしても、無断駐車を行った方との間でこのことに関する合意があったと判断される可能性は相当低いと考えられることから、合意に基づいてその金額を請求するというのも難しいと考えられます。

そのため、看板に無断駐車の場合には一日当たり金五万円という旨の記載をしていたとしても、無断駐車を行った方に対してその金額を当然に請求することができないわけではないと考えられます。

二、看板に記載すれば責任を負わずに済む？

例えば土地内の木の管理方法に問題があったことよって倒木し、土地内

に停めていた自動車に損害が生じた場合、土地の所有者は民法第七一七条第二項に基づく損害賠償責任を負うことが考えられます。

そして、土地内で発生した損害については一切責任を負わない旨が記載された看板が設置されていたとしても、損害を被った方との間でこのことに関する合意があった等と判断される可能性は相当低いと考えられることから、当然に責任を負わないことにはならないと考えられます。

#### 三、土地の管理の重要性

このように、看板を設置したとしても、その記載内容の効力が当然に認められるわけではないこととなります。もっとも、例えば無断駐車を禁止する旨の記載がされた看板を設置することで、その土地が管理されていることが明示される結果、無断駐車を事実上抑制する効果は考えられます。そのため、土地の管理という観点上、看板を設置することに全く意味がないということはないと考えられます。

神社を適切に運営していくに当たっては、境内地等の土地の管理をしっかりと行う必要があります。土地の管理に関してお悩みの場合には、弁護士に御相談されることをお勧めします。



# 新型コロナウイルス感染症への 岡山県神社庁の対応

## ○神社施設における換気環境の調査結果

神社本庁から通知があり、県内神職に書面、メール、ホームページ上にて周知。  
(十二月二十二日)

## ○年末年始の収入状況アンケート調査への協力依頼

神社本庁から通知があり、県内神職に書面にて協力を依頼。  
(十二月二十三日)

## ○神宮の参拝時間の変更

神宮司庁から参拝時間が一月七日から通常的时间に戻ると通知があり、県内神職にメール、ホームページ上にて周知。  
(十二月二十四日)

## ○年末年始の収入状況アンケート調査

神社本庁からの依頼で調査を行った。未回答者へ早急に回答するようメール、ホームページに掲載。  
(一月二十七日)

## ○コロナ禍終息祈願祭

人道援助宗教NGOネットワーク(RNN)の事務局から賛同団体である岡山県神社庁を始め県内各宗教団

体へ二月二日一斉に祈願祭を斎行する協力依頼があり、牧博嗣庁長齋主のもと神殿にて斎行。(二月一日)

## ○収益事業などを対象とした無利子融資

神社本庁から通知があり、県内神職にメール、ホームページ上にて周知。  
(三月十六日)

## ○令和三年緊急事態宣言への対応

令和三年五月十六日岡山県にも緊急事態宣言が発出された。政府・岡山県の要請内容を踏まえて十七日以降の岡山県神社庁の対応を県内神職に書面、メール、ホームページ上にて周知。詳細は次の通り。  
期日 五月十七日から五月三十一日まで

## ○負担金の減免

協議員会において令和三年度の負担金は、総額を一割減額すると共に、補宜以下の職員に俸給を支出している神社については、神社からの申請に基づいて被害程度に応じて減免対象とすることを決議。  
(六月二十三日)

事業 神社庁の会議や事業は、人数に関わらず開催を自粛します。  
庁務体制  
(業務時間)  
午前十時から午後三時まで  
(出勤体制)  
交代で一日一人が勤務  
(五月十七日)

## ○新型コロナウイルス感染症への対応

緊急事態宣言の延長を受けて、五月十七日からの庁務体制を維持することを県内神職に書面にて周知。  
期間 六月一日から六月二十日まで  
事業 神社庁の会議や事業は、人数に関わらず開催を自粛します。

## ○業務時間

(業務時間)  
午前十時から午後三時まで  
(出勤体制)  
交代で一日一人が勤務  
(六月三日)

## ○協議員会

協議員会において令和三年度の負担金は、総額を一割減額すると共に、補宜以下の職員に俸給を支出している神社については、神社からの申請に基づいて被害程度に応じて減免対象とすることを決議。  
(六月二十三日)

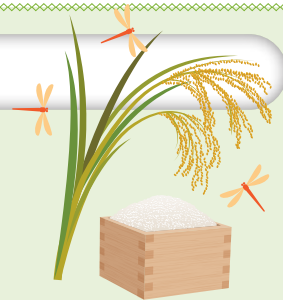
諸祈願をするときには、感染予防策を十分に実施してください。

(六月二十三日)

## 令和3年伊勢神宮新穀感謝祭について

毎年11月に200人を超える神職・氏子の方にご参加いただいております伊勢神宮新穀感謝祭の団体参拝につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響で現時点では例年通りの参拝団を募集する目途がたっておりません。

感染状況を見極めつつ、秋ごろを目途に実施規模を決定する予定としております。



閉庁のお知らせ

令和3年12月29日～令和4年1月4日 (年末年始)

神職任免

就任発令の部

Table with columns: 年月日, 鎮座地, 神社名, 本務職, 氏名. Lists 25 appointments of shrine priests.

退任発令の部

Table with columns: 年月日, 鎮座地, 神社名, 本務職, 氏名. Lists 10 retirements of shrine priests.

神職帰幽

Table with columns: 年月日, 鎮座地, 神社名, 本務職, 氏名. Lists 15 deaths of shrine priests.

神社庁辞令

Table with columns: 年月日, 機構名, 機構役職, 氏名. Lists administrative orders and appointments.

# 庁 務 日 誌 抄

令和2年12月1日～令和3年6月30日

12月	
1日	月次祭
3日	祭祀舞部会
4日	二級辞令伝達式
7日	広報部会
14日	事業部会
17日	雅楽部会
23日	大掃除
24日	庁報封入作業
25日	神青協会報誌発送作業
28日	御用納め

1月	
5日	御用始め／新年祭
26日	祭祀舞部会
29日	役員会／身分選考表彰委員会

2月	
1日	月次祭／新型コロナウイルス感染症終息祈願祭
4日	神青協広報部会
9日	祭儀部会
12日	神宮奉賛部会
17日	祭祀舞部会
18日	中国地区神社庁連絡会議（ホテルグランヴィア岡山）
19日	女子神発送作業
24日	神青協発送作業

3月	
1日	月次祭
3日	広報部会
4日	女子神監査会・役員会
8日	研修企画室
9日	神殿祭習礼／祭祀舞部会
12日	神殿祭
15日	神職教養研修会
19日	二級上・二級辞令伝達式
22日	雅楽部会（いさお会館）
23日	事業部会
24日	神宮奉賛部会／育成部会
25日	特殊神事部会
29日	役員会／身分選考表彰委員会／神青協会議

4月	
1日	月次祭
2日	神青協役員会
6日	祭儀部会
7日	教化委員会役員会
8日	神青協総会
9日	神楽部監査会・役員会
13日	祭祀委員役員会
15日	敬婦監査会・役員会
21日	岡山県神社関係者大会（岡山国際ホテル）
22日	事業部会
26日	神青協事業部会

5月	
6日	神青協役員会・発送作業
7日	月次祭／特殊神事部会
29日	氏青神青合同オンライン研修会

6月	
2日	月次祭
4日	役員会／身分選考表彰委員会
15日	正副庁長会
18日	役員会
23日	定例協議員会
24日	祭祀舞部会／特殊神事部会
29日	神宮奉賛部会

## あとがき

明けても暮れても新型コロナウイルス感染症と向き合いながらの生活が続いている現状で、幸いにも当広報部会は職掌柄特に問題なく活動できていますが、皆様に於かれましては社頭での対応に日々苦慮されておられることと思います。ウイルスだけではなく、夏期は自然災害のリスクも高く、通常の社務に重ね様々な危険に対処する備えを講じることも肝要です。神社関係者各位にはくれぐれもご自愛いただき、健康・神社運営ともに健全に夏を乗り切りましょう。

広報部会 副部長 河本昌樹